

引っ越しの際は、届け出をお忘れなく！
本誌31ページも併せてご覧ください。

●印は、西区役所に届け出 詳細 西区役所
■印は、転居先の区役所に届け出 Tel.641-2400 (代表)
*印は、届け出時に持参する物

届け出項目	転出 (西区から市外へ)	転 居		窓口	担当課
		市内 (西区から他区へ)	区内		
住民票	●転出届 (転出証明書の発行) *名前を確認できるもの	■転入・転居届 (異動後14日以内に届け出) *名前を確認できるもの		1 階	戸籍住民課
印鑑登録証	●印鑑登録証の返還 *印鑑登録証	・転入・転居届で自動的に住所変更			
原動機付自転車 (125cc以下)	●廃車届 (廃車証明書の発行) *標識交付証明書 *運転免許証 *ナンバープレート *印鑑	・転入・転居届で自動的に住所変更		2 階	課税課
固定資産税	・土地・家屋の所在する市区町村へ連絡	・転入・転居届で自動的に住所変更			
国民年金	加入者	・第1号被保険者と任意加入者の方は、転出先の市区町村でお問い合わせ	・第1号被保険者と任意加入者の方は、転入・転居届で自動的に住所変更	3 階	保険年金課
	受給者	・転出先の市区町村に備え付けのはがきにより、社会保険事務所あてに送付	・転居先の区役所に備え付けのはがきにより、社会保険事務所あてに送付		
国民健康保険	●脱退手続き (保険証の返還・14日以内) *国民健康保険証 *納付通知書	■住所変更の手続き (14日以内) *国民健康保険証 (世帯主が変わる場合は新世帯主のもの) *名前を確認できるもの		4 階	保健福祉課
介護保険	●脱退手続き (介護保険証の返還・14日以内) *介護保険証 ・要介護認定を受けている方(申請中も含む)に受給資格証明書を西区が発行	■住所変更の手続き (14日以内) *介護保険証			
各種減額等認定証など	●各種減額等認定証などの返還 *減額等認定証など	■住所変更の手続き (14日以内) *減額等認定証など			
身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 福祉乗車証など	●身体障がい者等福祉乗車証などの返還 ・転出先の市区町村で住所変更などの手続き *身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか	■住所変更の手続き *身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか			
特別障害者手当 障害児福祉手当 経過的福祉手当	・転出先の市区町村で住所変更の手続き	■住所変更の手続き ・身体障害者手帳、療育手帳の住所変更手続きと同時に			
児童手当	●消滅届	・転入・転居届で自動的に住所変更			
児童扶養手当	●住所変更の手続きなど *手当証書 (お持ちの方)	■住所変更の手続き *手当証書 (お持ちの方) *その他必要書類			
特別児童扶養手当	・転出先の市町村で住所変更の手続き	■住所変更の手続き *手当証書			
各種医療費の助成	●受給者証の返還 *受給者証	■住所変更の手続き *受給者証			
転校 (小・中学校)	・現在の学校から在学証明書と教科書給与証明書をもらい、転出先の市区町村へ提出	■転入・転居届を提出し、入校票を受け在学証明書と共に学校に提出			
水道	・水道局電話受付センター (Tel.211-7770 Fax.211-7777) へ転出・転入・転居の連絡				

※上記に掲載したのは主な届け出項目です。転出・転入・転居の届け出の際、区役所戸籍住民課で、手続きを記載した一覧表をお渡しますので、手続き漏れがないようご確認ください。詳細については各担当課にお問い合わせください。

広告